

市長記者会見資料
2. 1 1. 1 8
人権・男女共生課

松本市行政文書における性別記載に関する指針の策定について

1 趣旨

男女共同参画の視点や多様な性に配慮し、庁内で使用する申請書及び証明書等の性別記載欄の見直しを進めるため、標記指針を策定することについて、協議するものです。

2 経過及び指針策定の目的

本市では、広報物等における性別表現に関して、令和2年3月に本市独自の表現ガイドラインを策定していますが、性別違和を持つ方や男女選択に抵抗を感じる方などから、行政手続等における性別確認について精神的苦痛を感じるといった声が寄せられています。このような方々の心情に配慮し、更なる人権尊重の取組みとして指針を定め、庁内で使用する申請書及び証明書等の性別記載欄の見直しを進めるものです。

3 庁内で使用されている申請書等の現状調査

(1) 調査期間

令和2年3月11日から3月26日まで

(2) 対象

庁内全課

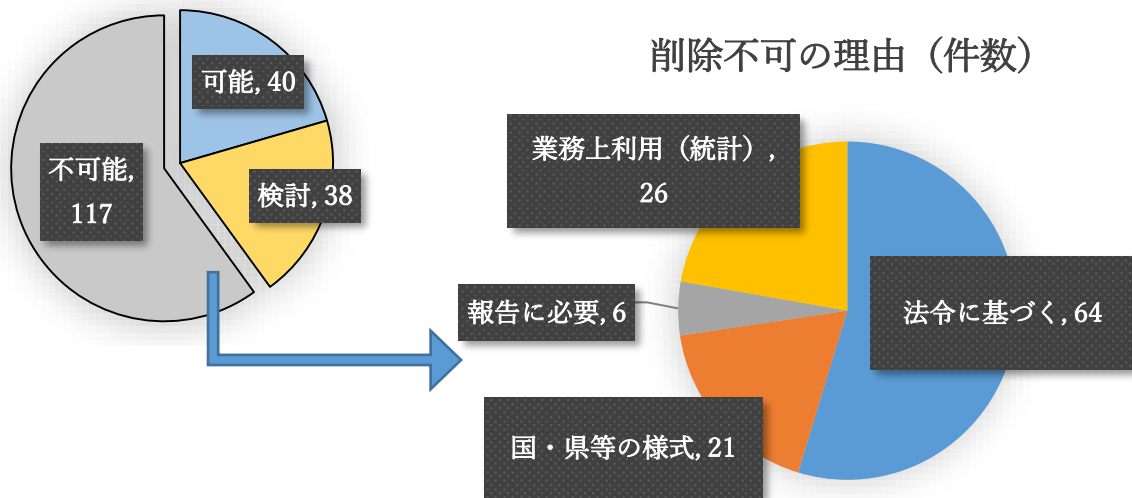
(3) 調査の内容

各課等で使用している申請書、申込書等のうち、性別記載欄を設けているものについて、性別記載欄の削除の可否等を調査

4 調査結果

性別記載欄削除	件数	(割合)
可能	40	(20.5%)
検討	38	(19.5%)
不可能	117	(60.0%)
計	195	

## 性別記載欄の削除可能性（件数）



### 5 性別記載に関する基本的な考え方

法令で定められている様式及び国・県等の指定様式を使用する場合並びに業務遂行上性別が重要な情報として必要な場合を除き、各種申請書等の性別記載欄及び証明書等への性別表示は設けないこととします。

#### (1) 業務遂行上必要な場合の例

##### ア 統計に関わるもの

施策等の策定に当たり、性別の差が重要な情報となる調査、アンケート等（例：男女共同参画を推進するうえで必要な男女の参画実態把握調査）

##### イ 医療提供上必要なもの

医療提供や健診、保健指導等

##### ウ 性別による対応の違いや配慮が必要なもの

部屋割り、更衣室確保など。ただし、この場合においては性別違和者への配慮が別に必要

##### エ 本人確認に必要なもの

医療・災害現場において性別情報が本人確認上必要な場合等

#### (2) 性別記載欄等を設ける場合の配慮

ア 上記(1)の例を参考に、性別記載の必要性について、改めて精査します。

イ 「男」、「女」の他に「その他（ ）」、「回答しない」などの選択肢を設けます。

ウ どの性を記入してほしいのか明示します。（例：戸籍の性を記入してください。）

エ 次のような記入に当たっての説明を加えます。

※ 記入は任意です。

※ 答えたくない方は記入不要です。

※ ○○に必要ですので戸籍の性を記入してください。

## 6 今後の進め方

- (1) 指針を策定し庁内に周知します。
- (2) 各課等で使用している申請書、申込書等の性別記載欄等の必要性について、各課に指針に基づく精査を促し、削除を進めます。
- (3) 新たに作成する様式等については、指針に基づき性別記載の必要性を判断することとします。
- (4) 令和3年4月のパートナーシップ宣誓制度開始に向け、対応可能な様式等は必要な例規等を改正し削除を進めます。

## 7 参考

- (1) 指針等で性別記載欄等の削除を定めている自治体  
愛媛県、兵庫県尼崎市、宮崎県宮崎市、埼玉県深谷市 等
- (2) 性別記載欄の調査を実施し削除を行った自治体  
熊本県、千葉県白井市、茨城県取手市、大阪府富田林市 等多数
- (3) 民間の動き
  - ア 文具メーカーのコクヨは性別欄をなくした履歴書を発売する方針
  - イ 日本航空は機内アナウンスの性別表現を中立的表現に変更
  - ウ 企業では、採用ウェブフォームの書式から性別欄をなくす動き

## 松本市行政文書における性別記載に関する指針（案）

### 1 目的

本市は、全ての人々が、性別に関わりなく、かけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合いながら、生き生きと暮らせるまちを目指しています。多様な性の在り方や、LGBTQ（性的マイノリティ）の方への理解が進んできてはいるものの、手続等の際に性別を再確認されるなど、性別違和を持つ人や男女選択に抵抗を感じる人が、精神的な苦痛を感じるといった例があります。

市は、このような方々の心情に配慮し、更なる人権尊重の取組みを進めるため、国や県の定めがあるものなど、やむを得ない場合を除き、申請書、証明書等の性別記載欄について見直しを進めます。

### 2 性別記載に関する基本的な考え方

法令で定められている様式や、国・県等の指定様式を使用する場合及び業務遂行上、性別が重要な情報として必要な場合を除き、各種申請書等の性別記載欄及び証明書等への性別表示は設けないこととします。

### 3 業務遂行上必要な場合の例

#### (1) 統計に関わるもの

施策等の策定に当たり、性別の差が重要な情報となる調査、アンケート等

（例 男女共同参画を推進するうえで必要な男女の参画実態把握調査）

#### (2) 医療提供上必要なもの

医療提供や健診、保健指導等

#### (3) 性別による対応の違いや配慮が必要なもの

部屋割り、更衣室確保など。ただし、この場合においては性別違和者への配慮が別に必要

#### (4) 本人確認に必要なもの

医療・災害現場において性別情報が本人確認上必要な場合等

### 4 性別情報を収集、表記する場合の配慮

収集、表記の必要性について十分精査のうえで、性別記載欄を設ける場合は「男」、「女」だけでなく、他の選択ができるよう配慮すること。また、性別情報がなぜ必要なのか理由を表記し、どの「性別」を記入してほしいのかを明確にすること。

#### 【性別記載欄を設ける場合の例】

例1 性別（ 男 女 回答しない）

例2 性別（ ）

なお、次のような、記入に当たっての説明を加える。

※ 記入は任意です。

※ 答えたくない方は記入不要です。

※ ○○に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。

※ ご自身が認識している自分の性別を記入してください。